

岩手県告示第 1009 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。

平成 18 年 10 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 被処分者の名称等

- (1) 名称 有限会社東日本クレジット
- (2) 氏名（代表者の氏名） 鎌田 好勝
- (3) 主たる営業所等の所在地 盛岡市開運橋通 5 番 6 号

2 処分年月日 平成 18 年 10 月 25 日

3 処分の内容 平成 18 年 11 月 1 日から同月 15 日までの 15 日間、業務停止（ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）とする。